

広島市立大学国際学生寮生活規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この生活規則は、広島市立大学国際学生寮管理規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、国際学生寮に入居する学生等（以下「寮生」という。）が、安全・快適で自律的に共同生活を行うことができるよう、国際学生寮における生活に関し基本的な事項を定めるものとする。

(寮生活の基本)

第2条 寮生は、国際学生寮が共同生活を行う場であることを認識し、学生役職者を中心として自主的に共同して秩序維持に努めるとともに、他の寮生の文化・習慣やプライバシーを尊重して生活しなければならない。

(学生役職者)

第3条 学生役職者として、寮全体を取りまとめるレジデント・リーダー、フロアを取りまとめるフロア・リーダー及びユニットを取りまとめるユニット・リーダーを置く。

- 2 学生役職者は、学長が任命する。
- 3 学生役職者の任期は、原則として1年とする。
- 4 学生役職者に関し必要な事項は、別に定める。

(会議・当番)

第4条 寮生は、国際学生寮の管理運営に協力しなければならない。

- 2 国際学生寮を円滑に管理運営するため、各種会議及び当番を置く。
- 3 各種会議及び当番に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 寮生活

(入退出時間)

第5条 国際学生寮の入退出時間は、原則として5時から24時までとする。

- 2 やむを得ない事情により、時間外の入退出を希望する場合は、速やかにその旨を寮管理人又は学生役職者に連絡しなければならない。

(外泊)

第6条 寮生が外泊する場合は、所定の手続きにより事前に届け出なければならない。

(部外者の立入)

第7条 部外者（寮生及び大学教職員以外の者をいう。）が立ち入ることができる範囲は、原則として1階のみとする。

- 2 寮生が、部外者を1階以外に立ち入らせるときは、寮管理人に届け出て許可を受けなければならない。

(建物、施設、設備及び備品等の保全、維持管理)

第8条 寮生は、国際学生寮の建物、施設、設備及び備品等が正常な状態に保全されるよう努めるとともに、自主的に維持管理に取り組まなければならない。

- 2 建物、施設、設備及び備品等の修理を必要とするときは、学生支援室長に願い出るものとする。

る。

- 3 寮生の故意又は過失により、建物、施設、設備及び備品等の全部又は一部を破損、又は紛失した場合は、当該寮生が全額又は一部を賠償するものとする。

(ユニット内共用部分の使用)

第9条 ユニットの共用部分（ラウンジ、キッチン、シャワー、トイレ、洗面コーナー等）の使用や清掃等について、ユニット内の寮生間で協議し、役割分担を決定するものとする。

(居住環境の維持)

第10条 寮生は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、寮内外の清掃美化に努めなければならない。

- (1) ごみは、ユニット単位で分別・保管した上、各フロアの責任において、指定された日の8時30分までに所定のごみ集積場まで運搬投棄すること。
- (2) ユニット内（各個室を含む。）を清潔にしておくこと。
- (3) ポスター、壁飾りなどを貼る際は保護テープ等使用するなど、壁やドア等を傷つけないようにすること。

(共用施設等の使用)

第11条 多目的室、共用キッチン及び教育機能室（以下「共用施設」という。）を使用する場合は、あらかじめ共用施設使用願を学生支援室長に提出しなければならない。

- 2 共用施設その他の共用部分の清掃等については、別に定める当番により寮生が分担して行う。

第12条 寮生は、共用施設その他の共用部分を目的以外に使用し、又はこれらに工作を加えてはならない。

- 2 故意又は過失により共用施設その他の共用部分（付帯する設備・備品等を含む。）に補修等が必要になった場合で、賠償責任を負うべき者が特定できないときは、大学が負担するものとする。

(駐車場・駐輪場の使用)

第13条 駐車場を使用する者は、自動車を搬入する前に、学生支援室長の許可を得なければならない。

- 2 駐輪場を使用する者は、所定の手続きにより事前に届け出なければならない。
- 3 駐車場・駐輪場内での事故・盗難等について、大学は一切の責任を負わない。

(防火防災等)

第14条 寮生は、学生寮内における火災予防に努めなければならない。

- 2 寮生は、防火管理及び災害防止その他学生寮の管理運営の必要から行う大学の指示に協力しなければならない。

(緊急事態への対応)

第15条 寮生は、次のような緊急事態が発生した場合又は発生する恐れがあると認められる場合は、応急の処置をとるとともに、速やかに寮管理人又は学生役職者に連絡しなければならない。

- (1) 火災・風水害等による被害が発生したとき
- (2) 寮生の健康・生命にかかわる事態が発生したとき
- (3) 盗難が発生したとき

(4) その他異常事態が発生したとき

(禁止事項)

第16条 寮生の次の行為は、禁止する。

- (1) 日本の法律等を犯すこと。
- (2) 居室を他人に貸与し、又は居住以外の用途に供すること。
- (3) 寮生以外の者を同居させ、又は宿泊させること。
- (4) ユニット内に異性を立ち入らせること。
- (5) 屋上、寮管理人室等の立ち入りが禁止されている場所へ立ち入ること。
- (6) 暖房用ストーブ等の火気類を使用すること。
- (7) 国際学生寮の建物内で喫煙すること。
- (8) 動物を飼育すること。
- (9) 個室内で電子レンジ等消費電力の大きい電気製品を使用すること。
- (10) 共用施設その他の共用部分に私物を置くこと。
- (11) 不衛生な行為や騒音など、他の寮生等に迷惑を及ぼすこと。
- (12) 国際学生寮内を無断で造作すること。
- (13) 国際学生寮の秩序又は風紀を乱すこと。
- (14) その他、学生担当副理事又は学生支援室長が禁止した行為を行うこと。

第3章 入退寮

(入寮時)

第17条 寮生は入寮時に、部屋の損傷や備品等の状況をダメージチェックリストに記入し、学生支援室長に届け出なければならない。

(部屋割)

第18条 寮生の部屋は、男女を分けて大学が割り当てる。

2 部屋替えを希望する学生は、その理由を付して大学に申し出ることとし、大学は相応の理由があり、かつ調整が可能な場合に限り許可する。

(退寮時)

第19条 退寮の際、寮生はすべての私物を部屋から出し、部屋を清掃しなければならない。

2 ダメージチェックリストを基に、部屋の損傷や備品の状況をチェックする。部屋や備品の損傷が認められる場合は、その状況に応じて損害費用を退去する寮生に請求する。

第4章 その他

(指導監督者)

第20条 国際学生寮の管理運営並びに寮生活は、学生担当副理事及び学生支援室長が指導監督する。

(大学による立入)

第21条 次のいずれかに該当する場合においては、大学の担当教職員、学生役職者又は寮管理人が、ユニット内に立ち入ることができるものとする。この場合において、寮生のプライバシー

一は最大限に尊重するものとする。

- (1) 寮生の同意があった場合
- (2) 寮生から施設・備品等の修理の要請があった場合
- (3) 衛生上または安全管理の目的で行う室内検査の場合
- (4) 本規則の禁止事項に反する行為の疑いがある場合
- (5) 寮生の保護、または物品の保全のため、緊急に立ち入ることが必要になった場合
- (6) その他、学生担当副理事又は学生支援室長が必要であると認めた場合

(違反者に対する措置)

第22条 この生活規則に違反した者に対し、学長が退去を命じ、又は懲戒処分を行うことがある。

(事務の所管)

第23条 この生活規則に関する事務は、学生支援室学生支援グループが所管する。

(生活規則の改廃)

第24条 この生活規則の改廃は、学生委員会の議を経て、学長がこれを定める。

2 寮生は、寮生による会議の議決を経て、この生活規則の改定を希望することができる。

(定めのない事項)

第25条 この生活規則に定めのない事項については、副学長（教育・研究担当）が決定する。

附 則

この生活規則は、平成29年9月7日から施行する。